

事務連絡
平成18年11月8日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(中国産しょうが及びその加工品)

平成18年度輸入食品等モニタリング計画については、平成18年3月31日付け食安輸発第0331006号（最終改正：平成18年11月7日付け食安輸発第1107004号）に基づき実施しているところです。

今般、地方自治体が実施した収去検査において、生鮮しょうがから基準値を超える残留農薬の検出事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、BHCを含めた残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品
中国産しょうが及びその加工品（簡易な加工に限る）

2 検査項目
残留農薬

(違反事例)

- 品名：生鮮しょうが
- 生産国：中国
- 検査結果：BHC 0.06ppm（基準値：0.01ppm）
- 検疫所：神戸検疫所（届出受付番号：第65005100070号1欄）
- 輸入者：(株)愛研